

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主・従業員・取引先等、全てのステークホルダーとの良好な関係を重視し、透明性の高い健全なコーポレート・ガバナンス体制及び企業倫理の構築に向け、鋭意改善努力を行っております。

また、遵法に基づきコンプライアンスの徹底、経営の透明性と公正性の向上及び環境変化への機敏な対応と競争力の強化を目指して、最適な経営管理体制の構築に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社フォレスト	1,007,200	33.00
森 智 宏	732,000	23.98
最上 夢人	264,600	8.67
佐野 健一	129,000	4.22
株式会社グローウイング	86,200	2.85
中村 彰一	61,800	2.02
野坂 英吾	50,600	1.65
株式会社エアトリ	42,000	1.37
バリューマネジメント株式会社	39,900	1.30
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-M ARGIN(CASHPB)	30,800	1.00

支配株主(親会社を除く)の有無	森 智宏
-----------------	------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

株式会社フォレストは、当社代表取締役 森智宏の資産管理を目的とする会社であり、同氏により議決権の過半数を所有されております。森智宏は、株式会社フォレスト及び二親等以内の親族との保有株式数を含めると当社の議決権の過半数を保有することとなるため、支配株主として記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
-------------	---------

決算期	12 月
-----	------

業種	小売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
---------------------	--------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と支配株主との取引につきましては、取締役会の承認事項とし、取引理由、取引の必然性、取引条件等に基づき法令や社内規則等を踏まえて十分に検討した上で、取引の可否を決議することとしております。

また、取引を行う際には、特別な関係を有さない第三者との取引と同様の条件であることを前提とし、コーポレート・ガバナンス体制を十分に機能させ、適切な事業運営に努めます。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山田 奨	公認会計士											
白潟 敏朗	他の会社の出身者											
深井 未来生	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山田 奨	○	○	――	公認会計士として培われた豊富な経験及び高い見識を有しており、当社のガバナンス体制の一層の充実、強化が期待できると判断し、選任しております。 なお、同氏は2016年3月から2017年7月まで当社の監査役に就任していただいておりますが、業務執行には関与しておりません。

白潟 敏朗	○	○	——	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を備えており、当社取締役会の機能強化と活性化を行うことが期待できると判断していることから選任しております。 なお、同氏は、当社との間に特別な利害関係を有しないため、一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立性を有しております。
深井 未来生	○	○	——	東証一部上場企業の取締役として長年培ってきた会社経営に係る豊富な経験と幅広い見識を備えており、当社の業務執行の適法性を監査することが期待できると判断していることから選任しております。 なお、同氏は、当社との間に特別な利害関係を有しないため、一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立性を有しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				
現在の体制を採用している理由					

内部監査部門が、年度計画に基づき当社グループの内部監査を実施し、監査等委員会と連携して内部統制システムの整備運用状況を監査し、必要に応じて改善を求める体制としております。
今後監査等委員会が使用人の設置を求められた場合は必要に応じて設置いたします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況
当社においては定期的に監査等委員会及び内部監査担当者が監査の実施状況について情報交換を行うことにより情報の共有を図っております。 また、内部監査担当者、監査等委員会及び会計監査人間の情報交換については、会計監査人からの監査報告に際して監査等委員会及び内部監査人が立ち会うことで、情報の共有を行いながら相互連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

経営参画意識を高め、当社の企業価値向上を目的としてストックオプションを付与する制度を設けております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

上記付与対象者については、当社の企業価値向上を目的として導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示はしていません。
取締役報酬は総額で表示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の監査等委員でない取締役の報酬は、2020年3月27日開催の定時株主総会で決議された、年額100,000千円の報酬限度額の範囲内において、各取締役への支給額、支給方法、支給時期については各取締役の職責及び当社の経営環境を勘案し、取締役会の決議により、上記の報酬限度額の範囲内において代表取締役社長森智宏に一任しております。なお、当事業年度における当社役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動は、2020年3月27日開催の取締役会にて上記株主総会決議の範囲内において、代表取締役に一任いたしました。代表取締役は、経営内容、経済情勢、従業員給与等のバランス等を考慮し、役員の個別報酬を決定いたしました。(定款で定める監査等委員でない取締役の員数は10名以内とする。)

当社の監査等委員である取締役の報酬は、2020年3月27日開催の定時株主総会で決議された、年額20,000千円の報酬限度額の範囲内において、監査等委員会の協議により決定しております。(定款で定める監査等委員である取締役の員数は5名以内とする。)

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役については、管理部が補佐しております。

取締役会・監査等委員会の開催通知や資料の事前配布等を活用し、社外取締役に対して伝達しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 取締役会

当社の取締役会は監査等委員でない取締役4名、監査等委員である取締役3名(監査等委員である取締役は全て社外取締役)で構成されており、取締役会規程、職務権限規程等の各社内規程に基づき、当社の業務執行全般の意思決定及び各取締役の経営執行状況の報告を行っております。

なお、取締役会は毎月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、経営の基本方針や重要事項の決議及び取締役の業務執行状況の監督を行っております。

(2) 監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名(全て社外取締役)で構成されております。

取締役会への出席等を通じて取締役の職務執行及び企業経営の適法性を監視しております。

また、監査等委員である取締役は監査等委員ではない取締役からの意見聴取、資料閲覧などを通じて得た事項につき協議しており、重要な社内会議にも出席し、日常的な経営監視を行っております。

(3) 経営会議

当社の経営会議は、取締役、執行役員、本部長、部長、室長にて構成され、原則週1回開催しております。

経営会議は、経営会議規程に則り、取締役会に次ぐ業務執行に関する重要事項に係る決議を行っております。

(4) 内部監査室

内部監査は代表取締役に任命された内部監査室の内部監査室長を中心として、監査等委員会、会計監査人と連携し、会計監査、業務監査、特命監査等を実施しております。

(5) 会計監査人

当社は、監査法人銀河と監査契約を締結しております。

同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンス体制をより一層強化することを目的に、2020年3月27日開催の第17回定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行しました。

取締役会と監査等委員会において業務執行と監督・監査を行い、株主・顧客・取引先・従業員等の利害関係者に対し経営の透明性を向上し、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図ることにより、更なる企業価値の向上に努めてまいります。

また、独立性の高い社外取締役3名を選任することにより、取締役会の業務執行に対する経営監視機能を強化しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知については、早期発送に向けて努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は 12 月決算のため、一般的な株主総会集中日に該当しないものと考えておりますが、多数の株主の皆様にご出席頂くため、出席しやすい日程及び開催時間を考慮し開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	今後、検討すべき事項として考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後、検討すべき事項として考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後、検討すべき事項として考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ上の IR サイトにて公表することを検討しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	毎年、個人投資家向けの説明会を開催し、代表取締役が当社の業績や経営方針を説明することを検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算及び年度決算終了後に開催する決算説明会にて、代表取締役が当社の業績や経営方針を説明することを検討しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき事項として考えております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上の IR サイトにて決算情報、適時開示情報などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部を IR の担当部署とし、IR 担当者を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	すべてのステークホルダーに対し、迅速、正確、公平、継続を基本に金融商品取引法等の関連法令及び東京証券取引所の定める適時開示等に係る規則(以下「適時開示規則」という)を遵守し、情報提供に努め、また適時開示規則には該当しないその他の情報につきましても、適時開示の趣旨を踏まえて適切な方法により迅速、正確かつ公平な開示に努めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の「内部統制システムの整備に関する基本方針」は以下の通りであります。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社の取締役および使用人は、法令順守は当然のこととして、高い倫理観に基づき誠実に行動することが求められる。当社における企業倫理は、企業行動規範に定める。
 - 2) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、事業が適正かつ効率的に運営されることを確保するため、取締役および使用人が実践すべき行動の基準を定めた規程等を整備し、その周知と運用の徹底を行う体制を構築する。
 - 3) 内部通報制度の利用を促進し、当社における法令違反、企業倫理に反する行為、またはその恐れのある事実の早期発見、対策、および再発防止に努める。
 - 4) 取締役会は、定期的に取締役から職務執行状況等の報告を受け、業務の適正確保に課題のある際は速やかに対策を講ずる。
 - 5) 反社会的勢力による不当要求等への対応を定めるとともに、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で対応する。
 - 6) 内部監査責任者は、各部門の業務執行状況を監査し、その結果を代表取締役へ報告するものとする。被監査部門は、是正および改善の必要があるときには、すみやかに対策を講ずる。
 - 7) 上記のほか、内部統制が有効に機能するための体制を検討し、適宜実施する。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1) 取締役の職務の執行に係る情報は、文書化(電磁的記録を含む)のうえ、経営判断等に用いた関連資料とともに保存する。文書の保管については文書管理主管部署を定め、関連資料とともに適切な方法、かつ、検索容易な状態で、確実に保存・管理することとする。
 - 2) 取締役の職務の執行に係る情報は、適時閲覧可能な状態を維持する。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 経営に重大な影響を及ぼすリスクを認識し、評価する仕組みを構築・整備する。
 - 2) 経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し、または発生する恐れが生じた場合、対応を迅速に行うと共に、全社的に再発防止策を講じる。
 - 3) 経営に重大な影響を及ぼすリスクへの対応方針およびリスク管理の観点から重要な事項については十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告する。
 - 4) 上記のほか、より全社的なリスク管理体制を検討し、適宜実施する。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 取締役会は、取締役会が定める職務分掌に基づき、取締役会において選任される執行役員に業務の執行を行わせる。
 - 2) 取締役会は、当社の効率的な事業運営と経営の監視・監督体制の整備を行う。
 - 3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
 - 4) 当社の事業活動の総合調整、業務執行に関する意思統一、および重要な意思決定を機動的に行うため、適切な会議体を設置し、開催する。
 - 5) 当社の予算期間における計数的目標を明示し、目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
 - 6) 当社の経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するための体制を検討し、適宜実施する。
5. 当社における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 当社は、当社の企業倫理に従い、自社の諸規程を定める。
 - 2) 内部監査責任者は、当社の法令および定款、規程の遵守体制についての監査を実施し、当社の業務全般にわたる内部統制の有効性及び妥当性を確保する。
 - 3) 当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
 - 4) 当社における業務の適正化および効率化の観点から、業務プロセスの改善および標準化に努めるとともに、一層の統制強化を図る。
6. 監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人に関する事項及び当該取締役及び使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - 1) 当社は、監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人は配置していないが、監査等委員会が求めた場合には、当該取締役及び使用人を任命配置することができる。
 - 2) 監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人の任命・異動については、監査等委員会の同意を必要とする。
 - 3) 監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人への指揮権は監査等委員会に移譲されたものとし、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令は受けない。また、当該取締役及び使用人の評価については、監査等委員会の意見を聴取する。
7. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制
 - 1) 監査等委員である取締役は、取締役会に出席し、また、経営執行会議等の重要会議に出席するこ

- とができ、当社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について報告を受ける。
- 2) 監査等委員である取締役は、必要に応じて内部監査室から報告を受ける。
 - 3) 取締役および使用人は、取締役会及び重要な会議に付議する重要事項、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査等委員会に報告する。
 - 4) 取締役および使用人は、監査等委員会から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告及び情報提供を行う。
8. 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 1) 当社は、監査等委員会へ報告したものに対して、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けないよう、適正に対応する。
9. 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 1) 監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をした際には、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 当社は、監査等委員会が決定した監査等委員会規程及び監査計画を尊重し、円滑な監査の実施及び監査環境の整備に協力する。
 - 2) 当社は、監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
 - 3) 監査等委員会は、当社の内部監査責任者・会計監査人と必要に応じ相互に情報及び意見交換を行うなど連携を強め、監査の実質的向上を図る。
11. 反社会勢力排除に向けた基本的な体制
- 1) 当社は、反社会的勢力との関係遮断に関する社内対応、手順を明確にすることを目的として制定した「反社会的勢力排除・対応規程」、「反社会的勢力調査マニュアル」「反社会的勢力対応マニュアル」に基づき行動する。
12. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 1) 代表取締役は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つと位置付け、財務報告の信頼性確保を推進する。
 - 2) 財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう管理することで、内部統制が有効に機能する体制構築を図る。
 - 3) 必要に応じて金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮したうえ、諸規程の整備及び運営を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方は、上記「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」に記載の通りであります。

具体的な手続等については、「反社会的勢力排除・対応規程」、「反社会的勢力調査マニュアル」及び「反社会的勢力対応マニュアル」において定めており、主要なものは以下の通りとなります。

1. 当社における反社会的勢力への対応等の統括は管理部とし、対応責任者は管理部マネージャーとする。
2. 反社会的勢力からの不当要求が発生した際は、発生部門から管理部に対して速やかに報告・相談をし、また脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に届け出る。
3. 管理部は報告・相談に基づき、実際に担当する担当者の安全の確保を最優先し、発生部門に対して適切な対応を指示する。
4. 取引先、役員（新任時）、従業員（採用時）、業務委託先の代表者、役員・従業員（必要な場合）等のスクリーニングを行う。
また、新規取引先については、全件外部調査機関等を用いて情報収集し、事前チェックを行い、継続取引先についても、1年に1回、継続的な取引先に対して調査を行う。取引先との間で締結する「基本契約書」では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の反社排除条項を盛り込む。
なお、所轄警察署や暴力追放推進センターとの関係を強化するべく、不当要求防止責任者を選任し、社外の講習等に参加し、情報収集を行い、社内研修を実施し、役職員へ周知徹底を図る。
5. 反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、当該事項が判明した時点でいかなる理由であれ反社会的勢力への資金提供を行わないものとする。
判明した場合において、可能な限り速やかに関係を解消できるよう、契約書や取引約款に可能な限り暴力団排除条項を導入し、反社会的勢力が取引先になることを防止するための措置を講じておくものとする。
6. 当社の反社会的勢力に関する体制に関して、役職員に対してコンプライアンス研修を実施する。
7. 公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会・顧問弁護士と連携体制を構築する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

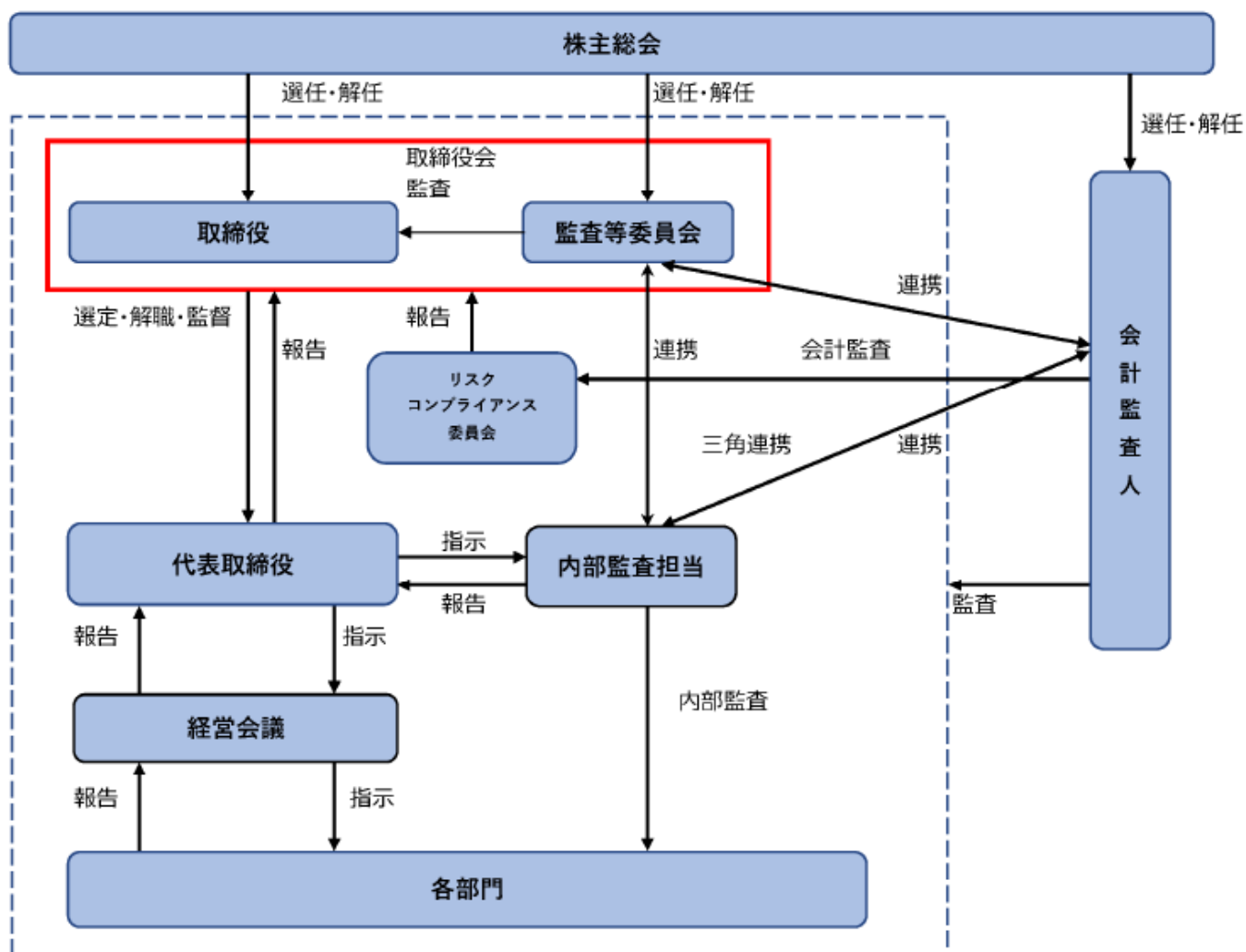
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

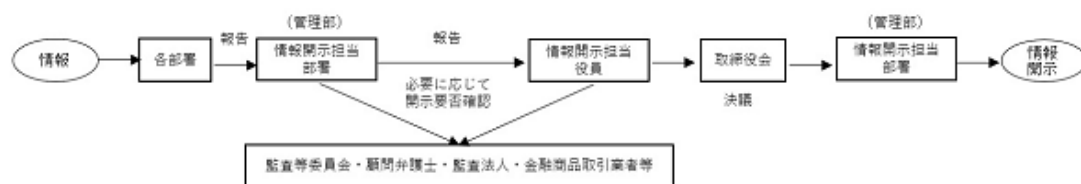
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

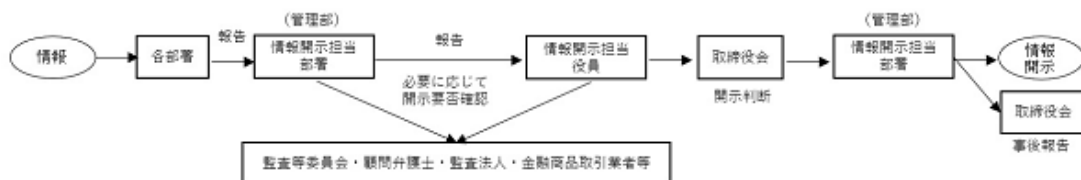


【適時開示体制の概要（模式図）】

決定事実



発生事実



決算事実

